

南城市農業委員会 殿

確 約 書

農地法第3条申請するにあたり、農地法の趣旨を十分理解し下記のことを順守することを確約致します。

記

1. 農地法第3条の許可後は、農業に専念し申請農地を十分管理し自ら耕作します。また第三者に又貸しはさせません。
2. 申請農地を休耕地にしたり転用などして周農地に迷惑をかけません。
3. 上記内容、及び農地法違反した場合は、いかなる処分を受けても異議ありません。

年 月 日

申請人 住 所

氏 名

印

(電話

)